

令和5年8月3日
世田谷保健所

多職種チームの訪問支援事業の拡充による「入院者訪問支援事業」の実施について

(付議の要旨)

精神科病院に区長同意等を行って医療保護入院した精神障害者に対して、本人の人権と退院後の生活の選択の自由を守るため、区が責任をもって、本人が望む生活に向けた支援事業を創設するため、多職種チームの訪問支援事業を拡充することを決定する。

1 主旨

令和5年3月、精神保健福祉法が改正され、その目的に「精神障害者の権利擁護を図ること」が追記された。精神科入院は、医療保護入院や措置入院において閉鎖病棟での医療機関外の者との面会交流が制限される。この中で、家族等がいない区長同意による入院者は、さらに孤立を深める入院環境に置かれている。

今回、この法改正による国の「入院者訪問支援事業」の創設に伴い、区は、措置入院者等の入院初期から退院後の支援計画を作成し地域定着支援の実績のある現行の「多職種チームの訪問支援事業」を拡充して、「入院者訪問支援事業」を実施する。

2 精神保健福祉法改正における内容 *医療保護入院に関連の事項

(1)医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」の取扱いが変更され、家族等が存在しても以下の場合、医療機関が区市町村同意入院を求めることができるようになる。

- ・令和5年4月～:家族等がDVや虐待の加害者の場合
- ・令和6年4月～:家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合

(2)医療保護入院の入院期間は省令で定める期間とする。

(3)国は、区長同意による入院者の権利擁護を目的とした「入院者訪問支援事業」を創設し、令和6年4月から都道府県、政令指定都市、特別区、保健所設置市において実施する同事業に対し補助(補助率1/2)を行う。

(4)医療機関は、医療保護入院者に退院後生活環境相談員を選任する義務があるが、さらに地域移行に向けた地域支援者の紹介についても義務化された。

3 現在の「多職種チームの訪問支援事業」について

(1)事業目的

未治療や治療中断等の対応が困難な精神障害者や精神疾患等者の事例や、精神障害者の退院後支援に関する計画作成等に対応するため、世田谷保健所健康推進課に「多職種チーム」を設置し、総合支所保健福祉センターの保健師等と連携した訪問支援を実施している。

(2)多職種チームの構成

- ・保健師(常勤)
- ・精神保健相談員(会計年度任用職員:精神保健福祉士、保健師、公認心理師等)
- ・専門医師(報償費対応)

(3)事業の経過

平成31年4月に総合支所保健福祉センター保健師等と連携した「アウトリーチ支援」について、精神保健相談員3名を健康推進課に配置し開始した。令和2年4月に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」(令和2年1月発出)を受けて、「措置入院者退院後支援」を開始した。

事業の定着化に伴って、令和3年度から、精神保健相談員を2名増員し、5支所それぞれの専属配置として実施体制を強化している。

(4)措置入院者退院後支援

措置入院をした区民に対して、退院後に社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加を促進するため、本人の同意をもとに、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援に関する計画を作成し地域定着支援を行う。医療機関からの紹介の有無に関わらず、区が把握できた全ての措置入院者に対して世田谷保健所から病院へのアプローチを行い、支援につなげている。

4 区の「入院者訪問支援事業」の概要

精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される区長同意による医療保護入院者に対して、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。さらに、区は、本人の状況や病状に合わせて訪問し、本人の意向を尊重したうえで、既存の支援や事業を活用して、適切な医療継続やサービス提供及び調整を行う。このため、措置入院者支援において入院早期から医療機関訪問を行い、退院後生活環境相談員を含む医療機関スタッフとの連携を行っている「多職種チームの訪問支援事業」の精神保健相談員を入院者訪問支援員(以下「訪問支援員」という)として本事業を実施する。

(1)支援対象者

- ・区長同意による医療保護入院者
- ・上記と同等の支援が必要と区長が認めた者

(2)支援内容

- ・医療機関外から、入院中の本人に定期的に訪問し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。
- ・病状や状況に合わせ、本人の意向を尊重した退院調整支援(通院の中断や病状悪化の兆候がみられた際の対処方針など)や、長期入院等の退院阻害要因等のアセスメントを行い地域移行事業につなげるなど、既存の支援や事業の活用を促進し、適切な医療継続や、サービス提供及び調整を行う。区の付加内容

(3)訪問支援員の資格

保健師及び精神保健福祉士等の精神保健に関する有資格者

※入院後早期から病院に訪問し、本人の病状に合わせた的確な面接を行うために、専門職を選任する。

(4)支援期間

入院中の有期とし、支援期間内に適切に必要な支援につなぐ。

(5) 訪問支援員

- ・4名程度(精神保健相談員:会計年度任用職員)
- ・「多職種チームの訪問支援事業」の精神保健相談員を拡充して行う。
- ・精神科医療機関へ訪問し、本人に対して本事業についての情報提供を行う。
- ・区長同意入院者の訪問支援事業における医療機関の窓口として、措置入院者退院後支援事業と合わせて、医療機関や関係機関との調整を行う。
- ・精神科病院の退院後生活環境相談員等に、本事業の活用の啓発活動と退院支援に向けた連携体制課題の把握とネットワークづくりを行う。
- ・総合支所保健福祉センターや障害福祉部との個別支援のための実務者会議の開催及び情報共有等の調整を行う。

多職種チームの訪問支援事業（イメージ）

入院形態	入院中	退院後
措置入院	措置入院者退院後支援	
医療保護入院	【区長同意】 拡充 入院者訪問支援事業	アウトリーチ支援
任意入院	退院促進事業※ ¹ 地域移行支援※ ²	
	長期入院者への訪問支援事業※ ³	

□ は、他事業

※¹生活保護を受給し入院中で退院が可能な精神障害者に対する住居の確保や居住の継続等の退院促進事業（6か月間）

※²障害者総合支援法に基づき、入院中の精神障害者等を対象に民間の相談支援事業者が行う地域生活への移行支援(6か月間)

※³入院形態を問わず、一年以上入院している精神障害者に対する訪問支援事業（区委託事業）

(6) 会議の開催

国の定める「入院者訪問支援事業実施要領」(令和5年3月31日発障発0331第24号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について)に基づいて、事業全体の検討等のための定期的な①「推進会議」の開催と個別事例の共有のための②「実務者会議」を実施する。

① 世田谷区精神障害者等支援連絡協議会

国の要領による「推進会議」に位置付け、事業の実施内容の検討や見直し、関係者の合意形成を図るとともに、事業の実施体制の評価や調整を行う。

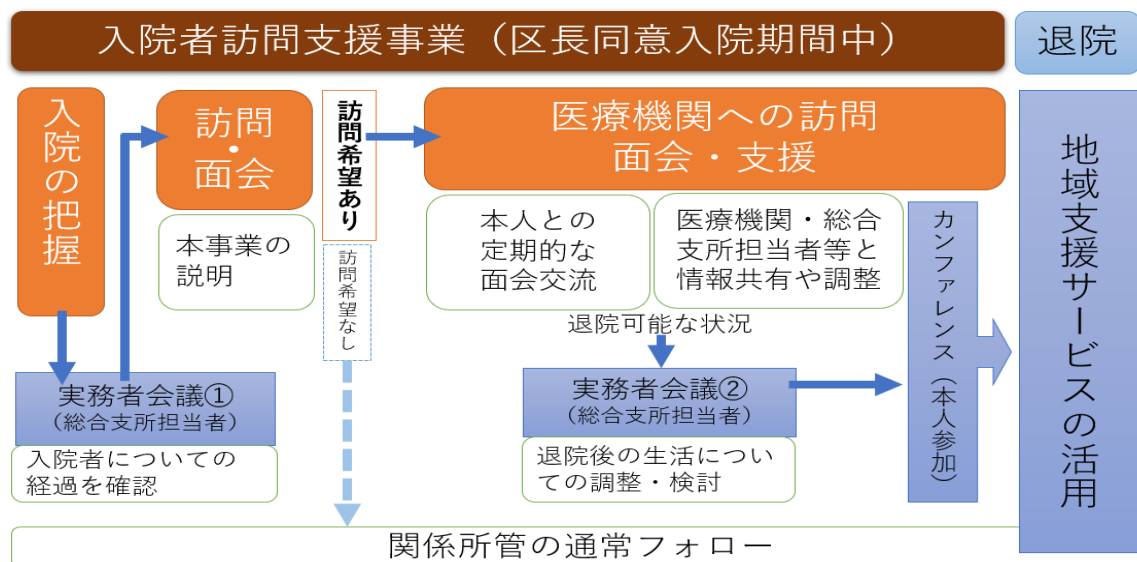
② 実務者会議

本事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、個別支援のあり方及び事業の実施状況について、総合支所保健福祉センター及び障害福祉部等の庁内の担当者が協議するための会議体を設置する。

(7)事業の流れ

区は、医療保護入院の同意者として、入院中も本人の状態、動向の把握等に努め、退院に向けた地域生活環境の準備を行う。このため、区長同意入院時と退院への準備期に、実務者会議を開催し個別支援について協議を行う。

入院者訪問支援事業の流れ (イメージ)



5 「入院者訪問支援事業」による事業効果

- (1) 訪問支援員が入院中から定期面接し、本人と退院後の地域生活を見据えて、医療中断や病状悪化の兆候がみられた際の対処方針を作成することで、今まで以上に退院後の地域生活への安定的な移行と定着が期待できる。
- (2) 訪問支援員が定期面接することで、多角的にアセスメントを行うことが可能になり、退院促進事業や、地域移行事業(障害者総合支援法)、長期入院者への訪問支援事業など現状のサービスの有効活用が期待できる。
- (3) 入院中からサービス調整を行うことで、困難な事例(入退院をくり返す、通院につながらない等)を減少させることが期待できる。
- (4) 実務者会議において、事例の検討を積み重ねることで、職員のフォローとスキルアップ等につながる。

6 令和6年度 概算経費

歳出 15,682 千円 会計年度任用職員人件費(精神保健相談員4名程度)等
歳入 7,841 千円 (特定財源:国補助1/2)

7 今後のスケジュール(予定)

令和5年 8月 精神障害者等支援連絡協議会
9月 福祉保健常任委員会 報告
令和6年 1月 精神障害者等支援連絡協議会
4月 入院者訪問支援事業 開始

<別紙>

1 精神保健福祉法における主な入院形態

入院形態	対象	要件等
任意入院 (法第20条)	入院を必要とする精神障害者で、入院について本人の同意がある者	精神保健指定医の診察は不要
措置入院 (法第29条)	入院させなければ精神的症状による自傷他害のおそれのある精神障害者	精神保健指定医2名の診断結果が一致した場合に都道府県知事の権限で行われる
医療保護入院 (法第33条)	入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者	精神保健指定医の診察及び家族等の同意が必要

2 医療保護入院の状況

	令和元年度 届出数	令和2年度 届出数	令和3年度	
			届出数	人口万対件数
世田谷区	1,210	1,185	991	10.5
特別区	9,907	9,203	9,081	9.4
東京都	19,281	18,441	18,760	13.4

資料：令和4年版 東京都の精神保健福祉の動向 特別区・島しょ編

3 区長同意入院の経年推移（世田谷区）

年度	総件数	内訳) 生活保護	再掲) 年齢別内訳			
			64歳以下		65歳以上	
				内) 生保		内) 生保
令和4年度	42	29	19	15	23	14
令和3年度	63	39	34	25	29	14
令和2年度	82	55	46	35	36	20
令和元年度	86	55	43	30	43	25

「生保」は生活保護受給者